

商標取得の流れと費用についてのおおよその説明

弁理士 廣瀬隆行

hirose@hirosepatent.jp

以下に、商標を取得するための流れとそのおおよその費用についてご説明します。以下の説明は、あくまで目安ですので、ケースによって、変動します。

1. 事前調査

他人が登録商標を有していることを知らずにビジネスを進めた場合、突然、商標権侵害の警告状が送られてくることがあります¹。この場合、会社の名前を変えなければならない事態や、商標が付された商品を全て廃棄しなければならない事態になることもあります。また、過去の売り上げの数%の損害賠償を支払わなければならないこともあります。これは、他人の商標権があることを知らない場合であっても同様です。ですから、経営上、他人の商標を無視したままビジネスを進めることはありえません。

特に商号登記ができたことで安心される経営者の方がいらっしゃいますが、商号登記できて商標権を侵害する事態は多々起こります。商号登記の前に、商標登録をするか、少なくとも他人の商標権を侵害しないかチェックする必要があるといえます。

自分が登録しようとする商標の登録可能性等を判断するために、事前に先行商標を調査することが望ましいといえます。また、商標登録出願をする場合のみならず、自社の社名や商品名などを決める際にも商標調査が必要です。

この事前調査にかかる費用は、1類似コードあたり、5万円程度です(指定商品・役務の数により大きく変動します。)。類似コードとは、類似する商品や役務(サービス)をひとまとまりにしたものです。費用の関係から調査をしないで出願するケースもあります。

2. 出願

商標を登録しようとする場合は、特許庁に商標登録出願をしなければなりません。そして、審査を受け、方式要件や実体要件を満たす出願のみが登録されます。

出願の際には、使用する商標(マーク, 呼名, ログなど)の他に、商標を使用する商品や役務(サービス)も指定する必要があります。そして、その指定商品・役務は、特許庁で定められているリストに挙げられているものを選択することが勧められています。商標権の効力は、同一の指定商品・役務のみならず、類似するものまで及びしますので、実際に用いる商品やサービスそのものがない場合でも、関連する商品やサービスを指定すれば十分といえます。

特許庁の費用も、代理人の費用も、指定商品・役務の区分(第○類)の数に応じ

¹ 弊所では、こういった警告対応も相当件数行っております。また、商標権侵害を理由とした警告状を相手先企業に送り交渉を行うことも相当件数行っております。

て高くなります。

なお、指定商品・役務の区分とは、施行規則に定められるカテゴリーを意味します。例えば、アクセサリ（第14類）と衣服（第25類）とは、別の区分となります。ただし、靴と衣服とは同じ区分（第25類）に含まれ、類似コードが異なります。ある区分の中であれば、いくつ商品や役務を指定しても特許庁費用や代理人費用は変わりません。

ただし、ひとつの区分について沢山の商品やサービスを含めると、それら全ての商品やサービスについて商標を使用する意図があるか確認するための拒絶理由が出されることがあります（正確には、1区分に8類似コード以上の商品又はサービスを加えた場合に拒絶理由が通知されます。）。ですから、指定商品・役務（サービス）は、使用する予定・可能性があるものについて指定することが望ましいといえます。

法改正により、平成20年6月1日以降の出願については、特許庁へ収める金額は12,000円+8,600円×(区分数-1)[円]となりました。たとえば、2区分なら20,600円支払うことになる予定です。

弁理士費用として、ひとつの出願に基本料金として6万円かかり、区分がひとつ増えるごとに4万2000円ずつ高くなります。たとえば2区分なら10万2000円かかります。

出願に際していただきたい情報は、

どのような商品・サービスに商標を使いたいか、

どのような商標（文字列、ロゴマーク）について商標をとりたいかです。

具体的な業務内容がホームページに掲載されている場合は、そのURLをご教示いただければ、適切な商品・サービスを提案させていただきます。また、どのような業務を行いたいからお知らせいただければ、適切な商品・サービスを提案させていただきます。

ロゴマークは、イラストレータ、JPEG、JIF、PDFなどの電子状態でいただけるように出願することができます。いただきました情報に基づいて、指定商品・役務をご提案するとともに、商標登録出願の案をお送りします。この際、区分が多くなりますと料金も高くなりますので、不要な区分につきましては不要である旨をお伝えいただければ、ご希望の区分にて出願手続きを行います。

3. 方式審査

商標登録出願は、料金が支払われているかなどの方式に関する審査が行われます。この方式を満たさない場合は、補正命令が出されます。ただし、標章が付されていない、指定商品・役務が記載されていないといった、誰のどのような商標を出願したか不明である場合については、補充命令が出されます。そして、この補充命令に応じて手

続補充書を提出した日が、出願日とされます。

方式審査にかかる費用は基本的に無料です。

4. 実体審査

実体審査では、商標登録をすべきかどうか判断されます。

以下のような商標は、実体的要件も満たさないものとして拒絶されます。

(1) 自己の商品・役務と他人の商品・役務とを識別することができないもの

(2) 公益上の理由や私益保護の観点から商標登録をうけることができないもの

上記の要件を満たさない場合は拒絶の理由が通知されます。そして、その通知に対しては意見書や手続き補正書を提出することにより対処できます。拒絶理由通知がなされなければ、実体審査に関連する費用は基本的に無料です。

なお、出願を自分で行って拒絶理由に対する応答のみを弁理士にお願いしても、出願時の料金を含めて請求される場合があります。実体審査をするために特許庁へは特に審査請求のようなものをする必要はありません。したがって、特許庁へ特別の費用を支払う必要はありません。

拒絶理由通知がなされ、意見書や手続き補正書を提出する場合、

弁理士費用は、一般的に意見書が、基本料金が5万5000円以上で、2区分以上の出願では区分が増えるごとに3万8000円程度費用が高くなります。また、手続き補正書は、基本料金が5万5000円以上で、補正により区分が増える場合は、区分がひとつ増えるごとに4万2000円程度づつ高くなります。

ある区分に含まれる指定商品や役務を多く指定しますと、商標を使用する意思を問われる場合があります。この使用をする意思を証明する作業は複雑な場合が多く、通常より多くの費用がかかります。

なお、意見書や手続き補正書により拒絶理由が解消された場合であって、審査官が新たな拒絶理由を見出した場合は、新たに拒絶理由が通知されます。これに対しては、再度意見書や手続き補正書により対処することができます。ただし、意見書や手続き補正書を提出しない場合や、これらによっても拒絶理由が解消されない場合は、拒絶査定となります。この拒絶査定に対しては、拒絶査定不服審判を請求し、権利化を目指すことができます。拒絶査定不服審判を請求するケースはそれほど多くありません。

5. 商標の設定登録

拒絶理由がない場合、または拒絶理由がなくなった場合は登録査定(審判の場合は登録審決)が通知されます。この通知後、以下の登録料が納付されると商標

権の設定登録が行われ、商標権が発生します。この料金を支払えば、設定登録から10年間商標が存続することとなります。(更に、納付手数料が1万円～2万円がかかります。)

平成20年6月以降に登録料を納付するケースにつきましては、3万7600円×区分の数[円]となりました。

また、5年間分だけ納付する分割納付制度を利用することもできます。その場合は、5年ごとに21,900円×区分の数を納付することになります。なお、弁理士に出願を依頼した場合は、一般的に成功報酬を請求されます。この額は、審決による場合を除くと、45,000 + 31,000円 × (分類数 - 1)[円]以上が通常です。

6. 商標権存続期間の更新

商標権の存続期間は原則として設定登録日から10年間です。また、10年以降は一定期間内に、商標権者が登録を更新するための申請をし、申請と同時に以下の登録料が納付されれば、その商標権を更に10年間存続させることができます。(更に、納付手数料が1万円～2万円がかかります。)

登録料:48,500円×区分の数[円]

この更新登録料も分割納付制度があります。5年間の登録料は28,300円×区分の数です。上記の期間に更新料の納付を怠りますと、せっかくの権利が失効します。ですから、上記の期限は、十分に管理されることをお勧めいたします。ご依頼に応じ、存続期間の満了前に上記の期限のリマインダーを送らせて頂くサービスを行うことも可能です。

7. すべての商標登録出願が登録されるか

上記の通りですから、せっかく商標登録出願をしても、登録されないことは十分あります。それは、先行商標調査に完全を期すことができないことなどによります。

8. 登録商標を使わなくてもよいか

登録商標は必ずしも使用する必要はありません。しかし、登録後3年以上使用しないと、第三者から取り消し審判を請求される場合があります。そして、その審判(不使用取消審判)で、負けると審判費用を負担しなければならない場合があります。ですから、将来にわたって全く使用する予定のない商品や役務については、最初から指定しないというのも賢い選択です。

以上